

秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

第4回 子ども・子育て部会 資料目次

平成26年7月23日

【資料1】

- | | |
|---|----|
| 1 「すこやかあきた夢っ子プラン」次期計画の骨子について | 1 |
| 2 子ども・子育て支援新制度施行に向けた秋田県内市町村によるニーズ調査結果の概要 | 7 |
| 3 秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）（案）について | 15 |

【資料2】

官報 平成26年4月30日(号外第96号)

「すこやかあきた夢っ子プラン」 次期計画の骨子について

平成26年7月23日

秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会
(秋田県版子ども・子育て会議)

次期計画の骨子

1 次期計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第62条に基づく秋田県子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく秋田県行動計画、秋田県子ども・子育て支援条例第8条に基づく基本計画として、現行の「すこやかあきた夢っ子プラン」の次期計画となるもの。

2 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

第1部 総論

記載項目	概要
I 次期計画について	趣旨・法的位置づけ・検討経過等
II 子ども・子育て支援の目標	目指す姿
III 子ども・子育て支援の実施に関する基本的考え方	子ども・子育て支援の実施方針等

第2部 各論

政策I 子ども・子育て支援の充実強化

基本施策	施策の柱
1 幼児教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供	1 幼児教育・保育の需給区域
	2 幼児教育・保育の計画的な提供
	3 認定こども園の普及
	4 子ども・子育て支援に携わる者の確保と資質向上
	5 市町村区域を超えた広域調整
	6 幼児教育・保育情報の公表
2 地域の子育てサポート体制の整備	1 地域子ども・子育て支援事業への支援
	2 支援を要する子どもや家庭のサポート
3 子育てと仕事の両立の推進	1 子育てしやすい職場づくりに向けた取組の推進

政策II 子どもを産み・育てる環境の整備

基本施策	施策の柱
4 子育て家庭への経済的支援	1 保育料や福祉医療費等の支援の充実
	2 安心して進学できる環境づくり
5 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保	1 ゆとりある住宅の確保や外出しやすい環境の整備
	2 子どもの安全を確保するための取組の推進
	3 犯罪被害防止のための安全確保、被害にあった子どもへの支援
6 次の親世代に対する支援の強化	1 結婚や出産、家庭に対する意識の啓発
	2 若者の県内定着
	3 結婚に向けた出会いの機会の創出
7 心とからだの健康増進	1 子どもや母親の健康の増進
	2 子どもの食育の推進
	3 子どもの心の育ちと青少年の健全育成
8 子どもが自立成長するための教育環境の整備	1 きめ細やかな教育の推進
	2 豊かな心と健やかな体の育成
	3 子どもを育む環境の整備

第3部 計画の点検・評価

「すこやかあきた夢っ子プラン」次期計画(H27-31)の考え方

II 子ども・子育て支援の目標（目指す姿）

○次期計画(H27-31)案

子ども・子育て支援新制度の本格実施や、地域が一体となって進める様々な取組を通じ、誰もが安心して家庭を築き、子どもを産み育てたいとの希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

【参考】

○すこやかあきた夢っ子プラン(H22-26)

すべての子どもの健やかな育ちを願い、子ども、子育て支援が実現できる地域づくりを県民とともに進めます。

○あきたわか杉夢っ子プラン(H17-21)

次の次代を担う子どもの育ちと子育てに対する社会の理解と支援のもと、男女共同参画社会の形成とあいまって、子どもを育てたい・育ててよかったですと思える社会づくりを進めます。

III 子ども・子育て支援の実施に関する基本的考え方

目標の実現に向けて2つの政策を掲げ、子ども・子育て支援に取り組みます。

（1）政策Ⅰ 子ども・子育て支援の充実強化

地域の潜在需要を踏まえた幼児教育や保育の円滑な提供を確保するとともに、地域の子育てサポート体制の整備を進めるなど、子ども・子育て支援の充実強化を図ります。

（2）政策Ⅱ 子どもを産み・育てる環境の整備

子育て家庭への経済的支援や次の親世代に対する支援の強化など、結婚、妊娠、出産、育児への切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み・育てる環境を整備します。

施策の柱立て(参考)

計画名	目標	政策	基本施策	施策の柱	目標指標
すこやかあきた夢っ子プラン H22-26	1	2	7	2 3	3 4
次期計画(案)H27-31	1	2	8	2 3	今後検討

秋田県の子育て支援に係る計画の体系



次世代育成支援対策推進法における 市町村等行動計画策定指針の見直し案 (H26.7.7通知)

以下の文言は主な修正点としてH26.7.7に厚労省から公表されたもの。今後加除修正があり得る。

- 法はH37年3月まで延長、市町村行動計画策定は任意
- 市町村や県は子ども・子育て支援法に基づく計画と一体的に策定すること、必要とする特定の事項のみの作成とすることも可能
- 非正規雇用が増加する中にあっても仕事と家庭の充実に取組む
- 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援
- 育児経験豊かな主婦等の効果的な活用
- 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室を着実に推進。
- 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 青少年のインターネットの適切な利用
- 生活道路等において…車両速度抑制の物理的デバイス等の設置
- 児童相談体制の強化
- 保健・福祉サービスを受けていない乳幼児等の居住実態の把握

等

参考 現計画(H22-26)

◆1 計画の目標

子ども・子育て支援条例の制定の趣旨や、最近の少子化に関する社会全体の動向を踏まえ、「子ども支援」と「子育て支援」について、県や事業者、活動団体等、県民が一体となった取組を進めるために、次の目標を掲げます。

すべての子どもの健やかな育ちを願い、子ども支援・子育て支援が実現できる地域づくりを県民とともに目指します

◆2 計画策定の考え方と2つの政策

この計画は、あらゆる世代の県民が、子ども・子育て支援について、明るい夢を持って、ともに考え、ともに取り組んでいくという考え方方に立ち、策定しました。

また、計画を進めるにあたっては、結婚や出産についての個人の自由な意思と、家庭や子育てについての様々な生き方や価値観を尊重しつつ、すべての子どもとその家庭への支援という視点に配慮します。

この計画は、目標の実現に向けて、次の2つの政策を掲げます。

政策1 「子育て支援」の視点から、地域や職場など社会全体で子育てを支援し、家庭を基本に安心して子育てができる社会の形成を図ります。

政策2 「子ども支援」の視点から、子どもがひとりの人間として大切にされ、心身ともに健やかに育つ環境の整備を進めます。

なお、計画の推進に対する県民の意識を把握する指標として、次の指標を掲げます。

「家庭や地域、職場において、子どもを生み育てやすい環境が整っていると思う」と回答した割合

【現状】

平成21年度 31.6% → 平成26年度 40.0%

(秋田県県民意識調査における「子どもを生み育てやすい環境づくり」の政策に関する質問項目への回答割合)

【目標】

◆3 計画の施策体系

2つの政策のもと、次の7つの基本施策を掲げ、計画を推進します。

◆政策1 の施策体系

基本施策1 地域における子育てサポート体制の充実

- 施策1 - 1 地域の子育て交流基盤の整備の推進
- 施策1 - 2 企業や店舗等による子育て家庭への支援
- 施策1 - 3 積極的な子育て支援のPRと子育てサポーターなどの人材育成や活動促進

基本施策2 子育てと仕事の両立の推進

- 施策2 - 1 子育てしやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 施策2 - 2 多様なニーズに対応した質の高い保育サービスの推進
- 施策2 - 3 保育にかかる経済的負担の軽減

基本施策3 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保

- 施策3 - 1 良質な住宅・良好な居住環境の確保、安心して外出できる環境の整備
- 施策3 - 2 子どもの交通安全確保のための活動推進、道路交通環境の改善
- 施策3 - 3 犯罪被害防止のための安全確保、被害に遭った子どもへの支援

基本施策4 若者の交流や家族づくりへの支援

- 施策4 - 1 男女の出会いの場づくりと結婚支援の推進

◆政策2 の施策体系

基本施策5 心とからだの健康の増進

- 施策5 - 1 子どもや母親の健康の確保
- 施策5 - 2 医療費等にかかる経済的負担の軽減
- 施策5 - 3 周産期医療体制の整備
- 施策5 - 4 子どもの食育の推進
- 施策5 - 5 子どもの心の育ちと青少年の健全育成

基本施策6 子どもが成長・自立するための教育環境の整備

- 施策6 - 1 幼保一体の教育・保育の充実
- 施策6 - 2 学力と人間性を育む学校教育の推進
- 施策6 - 3 交流や運動、体験活動を通じた豊かな心・健やかな体の育成
- 施策6 - 4 家庭や地域の教育力の向上
- 施策6 - 5 産業教育や就業・起業支援、高等教育の充実

基本施策7 支援を要する子どもや家庭のサポート

- 施策7 - 1 児童虐待やDVの防止対策の推進
- 施策7 - 2 障害のある子どもへの支援の充実
- 施策7 - 3 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 施策7 - 4 社会的養護体制の充実と子どもの権利擁護の強化

子ども・子育て支援新制度施行に向けた 秋田県内市町村によるニーズ調査結果の概要

平成26年7月15日
秋田県子育て支援課
秋田県幼保推進課

I 調査の概要

1 実施市町村

秋田県内 25市町村

2 実施時期

平成25年10月～平成26年4月（市町村によって異なる）

3 調査対象と調査票回収状況

（1）調査対象 乳幼児や小学生の保護者、妊婦（市町村によって異なる）

（2）調査票 ①配布数 40,199枚（調査対象となった年齢の人口79,570人）

②回収数 28,501枚

③回収率 71%

4 調査内容

平成25年8月に内閣府から示された「調査票のイメージ」に基づき、市町村がアレンジを加えて実施した。

子ども・子育て支援新制度施行に向けて、幼児教育や保育、地域の子ども子育て支援に関する様々なニーズを定量的に把握するほか、子どもの育ちをめぐる環境等を併せて調査した。

◎設問の主な項目

1. 居住地
2. 家族状況
3. 子どもの育ちをめぐる環境
4. 保護者の就労状況
5. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況
6. 地域の子育て支援事業の利用状況
7. 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望
8. 病気の際の対応
9. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用
10. 小学校就学時の放課後の過ごし方
11. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

**子ども・子育て支援新制度の本格実施に向けた
子育て家庭における教育・保育等のニーズ調査の実施状況**

H26.7.11

区分		実施時期	未就学児童の保護者への調査			小学生の保護者への調査			備考
地域	市町村		調査票配布数	有効回答	回収率	調査票配布数	有効回答	回収率	
鹿角	鹿角市	H26.01	1,088	786	72%	727	638	88%	
	小坂町	H25.12	138	103	75%	188	175	93%	
北秋田	大館市	H25.10	3,256	2,725	84%	1,688	1,509	89%	
	北秋田市	H25.11	1,209	832	69%	1,315	1,131	86%	
	上小阿仁村	H26.04	50	39	78%	-	-	-	小学生向けを実施せず※1
山本	能代市	H25.12	1,684	1,009	60%	1,115	690	62%	
	藤里町	H25.11	84	56	67%	22	15	68%	
	三種町	H25.11	431	302	70%	539	424	79%	
	八峰町	H25.12	174	143	82%	137	125	91%	
秋田	秋田市	H25.11	2,125	1,033	49%	1,875	972	52%	
	男鹿市	H25.12	905	733	81%	1,073	969	90%	
	潟上市	H26.01	1,499	1,038	69%	239	191	80%	
	五城目町	H25.11	236	198	84%	259	239	92%	
	八郎潟町	H25.11	148	114	77%	210	172	82%	
	井川町	H26.01	140	113	81%	240	-	-	集計中
	大潟村	H25.11	172	139	81%	151	124	82%	
由利	由利本荘市	H25.10	1,865	996	53%	-	-	-	小学生向けを実施せず※1
	にかほ市	H25.10	847	637	75%	1,047	917	88%	
仙北	大仙市	H25.10	2,756	2,115	77%	597	540	90%	
	仙北市	H25.12	932	789	85%	758	630	83%	このほか妊婦向けの調査を実施
	美郷町	H25.11	622	505	81%	742	677	91%	
平鹿	横手市	H25.11	2,000	1,057	53%	2,000	1,113	56%	
雄勝	湯沢市	H25.11	906	516	57%	1,047	531	51%	
	羽後町	H25.12	439	334	76%	371	278	75%	
	東成瀬村	H25.12	83	68	82%	70	61	87%	
計			23,789	16,380	69%	16,410	12,121	74%	

※1 国では、市町村が教育保育の量の見込を算出するにあたり、小学生の保護者向けの調査を実施しない場合でも、未就学児の調査結果を活用して算出してもよい旨の見解を示している。

○ 県合計 未就学児及び小学生

調査票配布数	有効回答	回収率
40,199	28,501	71%

II 結果の概要

国から必須の設問とされた19問のうち、子どもの育ちや就労状況に関わる設問の一部を取り上げるほか、確保方策の基礎となる項目については量の見込を紹介する。

割合の算出は、各市町村の単純集計結果を調査対象年齢人口により加重平均したが、任意設問のため、未実施市町村がある設問は市町村毎の相加平均とした。

1 配偶者の有無（未就学児 n=43,748・就学児 n=35,822）【国イメージ：問5】

未就学 ・ 就学

- | | | |
|-----------|-----|-----|
| (1) あり | 91% | 85% |
| (2) なし | 8% | 13% |
| (3) 不明・無答 | 1% | 2% |

2 育児の主体（未就学児 n=43,748・就学児 n=35,822）【問6】

未就学 ・ 就学

- | | | |
|-----------|-----|-----|
| (1) 父母ともに | 54% | 54% |
| (2) 主に母 | 41% | 40% |
| (3) 主に祖父母 | 2% | 2% |
| (4) 主に父 | 1% | 1% |
| (5) その他 | 2% | 3% |

3 日常的または緊急時に子どもを見て貰える親族や知人の有無【問9選択肢5】

未就学児でも就学児でも1割を切る程度の家庭が、子どもを見て貰える親族や知人がいない。

（未就学児20市町村・就学児11市町村 平均）

未就学 ・ 就学

- いない 9% ・ 8%

4 気軽に相談できる人の有無【問10選択肢2】（未就学児19市町村・就学児10市町村平均）

相談できる人が周りにいない子育て家庭が数%おり、学齢が上がるにつれ、少しづつ割合が増えている。

未就学 ・ 就学

- いない 5% ・ 7%

5 現在の就労状況【問12】

（1）母親（未就学 n=42,854・就学 n=32,880）

未就学 ・ 就学

- | | | |
|------------------------|-----|-----|
| 1. フルタイム就労 | 42% | 45% |
| 2. " 産・育休中 | 6% | 1% |
| 3. パート等就労 | 22% | 34% |
| 4. " 産・育休中 | 1% | 0% |
| 5. 以前は就労していたが現在就労していない | 26% | 17% |
| 6. 就労経験なし | 2% | 2% |

(2) 父親（未就学 n=38,188・就学 n=27,898）

	未就学	就学
1. フルタイム就労	97%	98%
2. " 産・育休中	0%	0%
3. パート等就労	1%	1%
4. " 産・育休中	0%	0%
5. 以前は就労していたが現在就労していない	1%	1%
6. 就労経験なし	0%	0%

6 パート等で就労している父母の、フルタイムへの転換希望【問13】

(1) 母親（未就学 n=10,065・就学 n=11,196）

	未就学	就学
1. フルタイムへの転換希望があり実現見込みあり	8%	6%
2. フルタイムへの転換希望があり実現見込みなし	31%	26%
3. パート等の就労を続けることを希望する	46%	54%
4. パート等をやめて子育てや家事に専念したい	4%	3%
5. 不明・無答	11%	11%

(2) 父親（未就学 n=403・就学 n=259）

	未就学	就学
1. フルタイムへの転換希望があり実現見込みあり	18%	16%
2. フルタイムへの転換希望があり実現見込みなし	34%	47%
3. パート等の就労を続けることを希望する	30%	23%
4. パート等をやめて子育てや家事に専念したい	1%	1%
5. 不明・無答	17%	13%

7 現在就労していない父母の就労希望有無【問14】

(1) 母親（未就学 n=12,012・就学 n=6,456）

	未就学	就学
1. 就労の予定はない	20%	31%
2. 就労希望はあるが、1年より先	37%	22%
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい（フルタイム）	9%	5%
4. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい（パート等）	25%	26%
5. 不明・無答	9%	16%

(2) 父親（未就学 n=466・就学 n=324）

	未就学	就学
1. 就労の予定はない	11%	9%
2. 就労希望はあるが、1年より先	2%	5%
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい（フルタイム）	66%	30%
4. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい（パート等）	4%	10%

5. 不明・無答

17%・46%

8 小学生の放課後の居場所（低学年 n=29,515・高学年 n=26,806）【問26、問27】

低学年 · 高学年

- | | | |
|------------------|-----|-----|
| 1. 自宅 | 40% | 40% |
| 2. 祖父母宅や友人知人宅 | 10% | 9% |
| 3. 習い事 | 29% | 34% |
| 4. 児童館 | 12% | 10% |
| 5. 放課後子ども教室 | 2% | 1% |
| 6. 放課後児童クラブ | 19% | 8% |
| 7. ファミリーサポートセンター | 1% | 1% |
| 8. その他（公民館公園等） | 6% | 12% |

※%数字は、1～7は左側が未就学児・右側が就学児を表している

8では左側が低学年、右側が高学年を表している

III 教育・保育等の量の見込

市町村は、国の「調査の手引き」や人口推計に基づき、ニーズ調査結果を単純集計したデータをクロス集計等の加工や分析を行い、平成26年春に教育・保育・地域子育て支援事業の量の見込を算出した。

国が平成26年4月に量の見込の全国的な調査を行ったところ、3号0歳児の保育や小学生の放課後児童クラブに過大な傾向が見られたため、国は市町村にそれぞれの量の見込にかかる補正率を公表し、補正作業を可とする見解を示している。

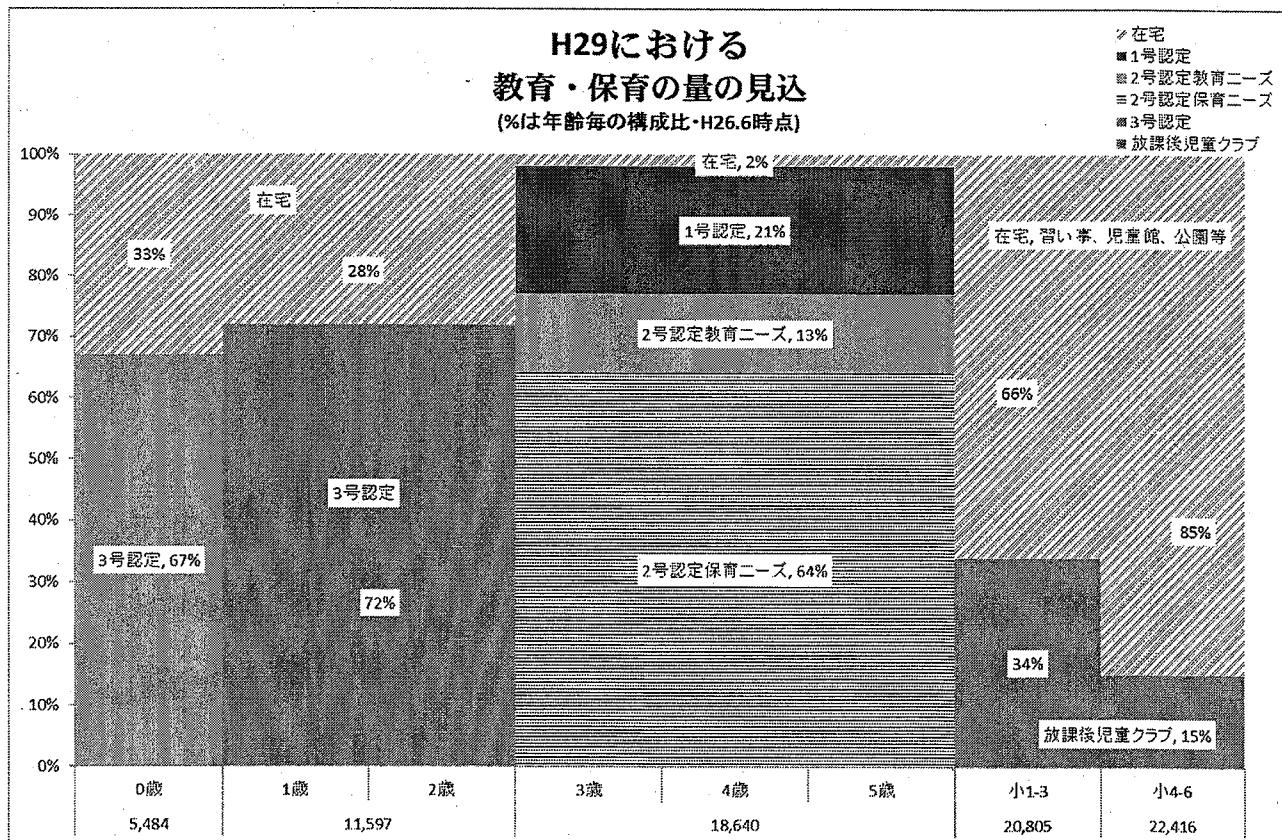
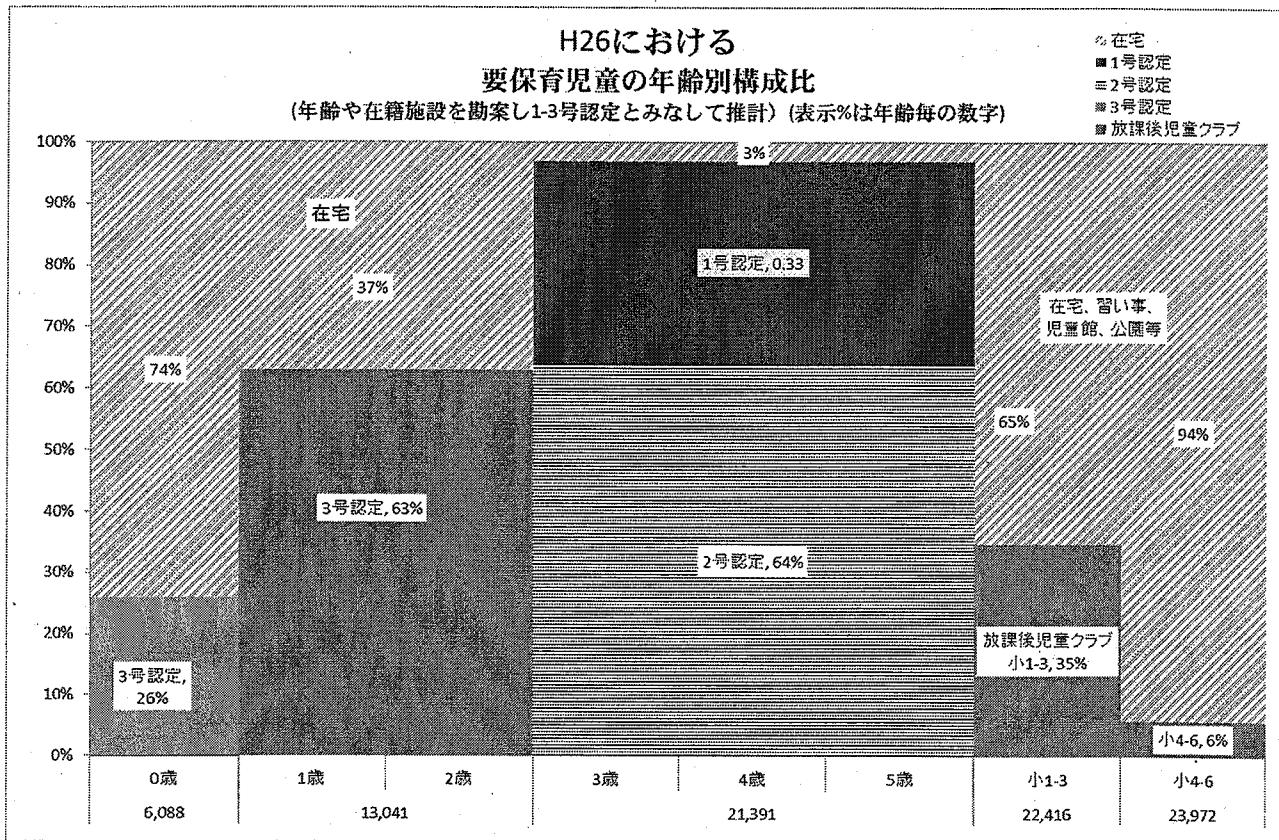
市町村では、今秋までには国や独自の補正率の活用等様々な判断により量の見込を算出し、対応する事業の確保方策を定めることとしている。

次の表・図は平成26年6月時点での全県市町村の集約結果である。

要保育児童	H26 実績※1	量の見込		備考
		H29	H31	
1号認定	7,156	3,964	3,723	a
	3-5歳児人口	21,391	18,640	17,556 A
	構成比	33%	21%	21% a/A
2号認定	教育ニーズ	-	2,501	2,361 b
	構成比	-	13%	13% b/A
	保育ニーズ	13,685	11,851	11,207 c
3号認定	構成比	64%	64%	64% c/A
	1-2歳	8,152	7,925	7,456 d
	1-2歳児人口	13,041	11,597	10,891 D
3号認定	構成比	63%	69%	68% d/D
	0歳	1,609	3,209	3,005 e
	0歳児人口	6,088	5,484	5,133 E
1,2,3号認定合計	構成比	26%	59%	59% e/E
		30,602	29,450	27,752 f : a+b+c+d+e
	在宅育児(0-5歳)	9,918	6,271	5,828 G
1,2,3号認定構成比	0-5歳児人口	40,520	35,721	33,580 H : A+D+E
	構成比	76%	82%	83% f/H
	在宅育児構成比	24%	18%	17% G/H

※1 要保育児童の実態調査(H26.4.1時点)に基づき推計

放課後児童クラブ	H26 実績	量の見込		備考
		H29	H31	
小学生在籍数	9,366	10,530	9,965	j : k + l
	1-3年	7,918	7,172	6,774 k
	4-6年	1,448	3,358	3,191 l
対象年齢別人口	46,388	43,221	40,703	M
	構成比	20%	24%	24% j/M



※0歳児保育の量の見込に関しては、7/10付で国が例示した算出方法等を踏まえ市町村が精査中

秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に

関する基準を定める条例(仮称)(案)について

1 概要

(1) 根拠

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行に伴い、秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)を制定する必要があります。

(2) 内容

- ① 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する一般原則を定めることとします。
- ② 幼保連携型認定こども園の学級の編制の基準について定めることとします。
- ③ 幼保連携型認定こども園の職員の基準について定めることとします。

職員の員数、職員の知識及び技能の向上等、

他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の特例

- ④ 幼保連携型認定こども園の設備の基準について定めることとします。

設備の一般的基準、園舎及び園庭、園舎の設備、園具及び教具、

他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の特例

- ⑤ 幼保連携型認定こども園の運営の基準について定めることとします。

差別的取扱いの禁止、虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用の禁止、

食事、食事の提供に係る調理の方法の特例、秘密保持等、苦情への対応、

教育及び保育を行う期間及び時間、保護者との連絡、子育て支援の事業

- ⑥ みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置について定めることとします。

- ⑦ 幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例について定めることとします。

- ⑧ 幼保連携型認定こども園の設置の特例について定めることとします。

※ 内容の一部は秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(仮称)に委任します。

2 施行期日

施行の日は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とします。

表整理規則と条例と府省令と標準に係る運営設備設置認定認定基準と条例

幼保連携型認定こども園設備運営基準							
府 省 令 準 用 事 項				保 育 所 規 則			
案	項	号	(趣旨)	條	項	号	例
1	1	1	従うべき基準(学級編制、職員)	規則	基準	基準	基準
	2		従うべき基準(設備)	条例			
3			従うべき基準((運営))				
4			参酌基準(前3号以外)				
2			設備運営基準の目的				
3			設備運営基準の向上				
(設備運営基準の目的)							
2			設備運営基準の目的	参酌	○		
(設備運営基準の向上)	3	1	設備運営基準の向上	参酌			
1	2		設備運営基準の向上	参酌			
(学級の編制の基準)	4	1	学級の編成	従う	○		
	2		学級の児童数	従う	○		
3			学級編成の年齢	従う	○		
(職員の数等)	5	1	学級担任の配置	従う	○		
	2		職員の業務等	従う	○		
3			教育保育従事職員の数	従う	○		
	4		調理員の配置	従う	○		
5			その他職員の配置(努力義務)	従う	○		
((園舎及び園庭))	6	1	園舎及び園庭の設置	従う	○		
	2		園舎の原則	従う	○		
3			保育室等の設置階の原則	従う	○		
4			3階以上の園児の年齢	従う	○		
5							
6	1						
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
170							
171							
172							
173							
174							
175							
176							
177							
178							
179							
180							
181							
182							
183							
184							
185							
186							
187							
188							
189							
190							
191							
192							
193							
194							
195							
196							
197							
198							
199							
200							
201							
202							
203							
204							
205							
206							
207							
208							
209							
210							
211							
212							
213							
214							
215							
216							
217							
218							
219							
220							
221							
222							
223							
224							
225							
226							
227							
228							
229							
230							
231							
232							
233							
234							
235							
236							
237							
238							
239							
240							
241							
242							
243							
244							
245							
246							
247							
248							
249							
250							
251							
252							
253							
254							
255							
256							
257							
258							
259							
260							
261							
262							
263							
264							
265							
266							
267							
268							
269							
270							
271							
272				</			

幼保連携型認定こども園設備運営基準

府 省 令				保 育 所				規 則				認 定 こ も 団			
条項	号	準用	事 項	基準	条例	規則	基準	事 項	規 則	事 項	規 則	事 項	規 則	事 項	規 則
5		同一敷地内	○	従う	○	(食事)	10	1 食事の提供(自園調理)	3	子育て支援事業					
6		園舎の面積	○	従う	○	2 食事の内容			7	1 施設長の設置	(管理運営等に関する要件)				
7		園庭の面積	○	従う	○	3 献立の作成				2 施設の一體的管理運営					
(園舎に備えるべき設備)				園舎に備えるべき設備				4 食育の推進(努力義務)				3 保育時間			
7	1	保育室(満3歳以上)の数	○	従う	○	(食事の提供に係る調理の方法の特例)	11	1 食事の提供の特例(外部搬入)	4	開所の日及び時間					
2		保育室(満3歳以上)の数	○	従う	○	20人未満の調理設備	○	1 保育所の体制	5	健康及び安全の確保体制					
3		調理室の特例(外部搬入)	○	従う	○	飲料水用設備	○	2 児童による配慮	6	自己評価					
4		20人未満の調理設備	○	従う	○	保育室等の面積	○	3 受託者の能力	7	情報の開示					
5		飲料水用設備	○	従う	○	その他の設備(努力義務)	参酌	4 幼児への配慮	8	規則への委任					
(園具及び教具)				○				5 食育(努力義務)				附則			
8	1	園具及び教具	参酌	○	○	(記録の整備)	12	記録の整備		(施行期日)					
2		園具等の改善	参酌	○	○	(秘密保持等)			1	施行期日					
(教育及び保育を行う期間及び時間)				○				(経過措置)							
1	1	教育及び保育を行いう期間及び時間	○	○	○	○	13	1 職員の責務	2	教育保育從事職員の資格の特例					
1	1	毎学年の教育週数	従う	○	○	○	14	事故発生時の対応	3	教育保育從事職員の資格の特例					
		教育標準時間	従う	○	○	○	15	1 設備の基準	4	学級担任の資格の特例					
2	3	保育標準時間	参酌	○	○	○	16	事故発生時の対応							
		保育標準時間の決定	参酌	○	○	○	17	2 設備の基準							
(子育て支援事業の内容)				○				1 満2歳未満児の設備							
10		子育て支援事業の内容	参酌	○	○	○	18	1 2乳児室の面積							
(掲示)				○				2 ほふく室の面積							
11		幼保連携型認定こども園である旨の掲示	参酌	○	○	○	19	3 満2歳以上児の設備							
(学校教育法施行規則の準用)				○				4 保育室等の面積							
12	1	第54条 履修困難な教科の学習	従う	○	○	○	20	5 屋外遊技場の面積							
(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)				○				6 保育室等を2階以上に設ける場合の要件							
13	1	第4条 設備運営基準の向上	参酌	○	○	○	21	7 配置すべき職員							
1	2	第5条第1項 人格権の尊重	参酌	○	○	○	22	1 保育土の配置基準							
		地域との交流	参酌	○	○	○	23	2 保育の内容							
2	3	法の目的達成のための設備	参酌	○	○	○	24	1 利用料							
		職員の研修等	参酌	○	○	○	25	2 保育の内容							
3	4	差別的取扱いの禁止	従う	○	○	○	26	1 保育の内容							
		雇用等の禁止	従う	○	○	○	27	2 保育の内容							

府 省 令 命				保 育 所				規 則				認 定 こ ど も 園			
条	項	号	項	基 準	規 則	条	項	規 則	事 項	条	項	規 則	事 項	条	規 則
		第9条の3	飲食に係る催用の禁止	従う	○	18	利 用 料	(規則への委任)							
		第11条	食事(自園調理、販売等)	従う	○	19	規則への委任								
		第14条の2	秘密保持等	従う	○										
		第14条の3	苦情への対応	参照	○										
		第11項													
		第14条第3項	指導等に係る改善措置	参照											
		第14条第4項	運営適正化委員会の調査	参照		1	施 行 期 日								
		第32条第8号	保育室等を改修する場合の基準(非常用設備)	従う	○			(特例)幼保連携保育所の特例)							
		第32条の2	設備の基準の特例(調理室・外部船入)	従う	○	2	園舎の面積の特例								
		第36条	保護者との連絡	参照	○	3	屋外運動場の面積の特例								
		第8条	他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準(下記以外)	参照	○	4	保育士の員数の特例								
2			他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準(保育直接従事職員)	従う	○	5	みなし保育士の承認期間								
			他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準(下記以外)	参照	○	6	承認期間の特例								
			他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準(保育室等)	従う	○	7	特例幼保連携保育所の特例								
			(幼稚園設置基準の準用)				(保育士の員数の算定に関する経過措置)								
		14	第7条	幼稚園設置の一般的基準	従う	8	保健師又は看護師のみなし(検討等)								
			附則												
			(施行期日)			1	施 行 期 日	—							
						2	(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)								
						2 1	みなし園の職員の特例	従う	○						
						2 2	みなし園の設備の特例	従う	○						
						(幼保連携型認定こども園の職員に係る特例)									
						3	職員配置の特例	従う	○						
						(幼保連携型認定こども園の設備に係る特例)									
						4 1	幼稚園からの移行の特例	従う	○						
						4 2	保育所からの移行の特例	従う	○						
						4 3	園庭の特例	従う	○						

【資料2】

9 平成26年4月30日 水曜日 官報

(号外第96号)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
(題旨)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」という。)第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第十三条第一項の規定により、同条第一項第一号に掲げる事項について都道府県(指定都市等)(同条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。)については、当該指定都市等(以下同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条、第五条、第十三条第二項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。)、附則第一条第一項及び附則第三条の規定による基準

二 法第十三条第一項の規定により、同条第一項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条、第七条第一項から第六項まで、第十三条第一項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第三十一条第八号の規定を準用する部分に限る。)及び第二項(同令第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。)、第十四条、附則第二条第二項並びに附則第四条の規定による基準

三 法第十三条第一項の規定により、同条第一項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第十二条及び第十三条第一項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第九条から第九条の三まで、第十一条(第四項ただし書を除く。)、第十四条の二並びに第三十二条の二(後段を除く。)の規定を読み替えて準用する部分に限る。)の規定による基準

四 法第十三条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この命令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。)については、当該指定都市等の長。次条及び第三条において同じ。)の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児(法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、法第十三条第二項の主務省令で定める基準を常に向上させるよう努めるものとする。
(設備運営基準の目的)

第一条 法第十三条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準(次条において「設備運営基準」という。)は、都道府県知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
(設備運営基準の向上)

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
都道府県は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする。

2 (学級の編制の基準)

第四条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

3 2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣臨時代理
國務大臣 田村 篤久
厚生労働大臣 田村 篤久
文部科学大臣臨時代理
國務大臣 田村 篤久
厚生労働大臣 田村 篤久

○文部科学省令第一号
内閣
閣
府
厚生労働省令第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十
七号)第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

(職員の数等)

第五条 幼保連携型認定こども園とは、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」といふ）を一人以上置かなければならぬ。

特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、當時二人を下つてはならない。

園児の区分	員	数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人	おおむね三十人につけ一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人	おおむね二十人につけ一人
三 満二歳以上満三歳未満の園児	おおむね十八人につき一人	おおむね十八人につけ一人
四 満歳未満の園児	おおむね三人につき一人	おおむね三人につき一人

備考

一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第四条第一項に規定する普通免許状）を有し、かつ、同一の登録簿（昭和二十四年法律第二百六十四号）第十八条の号において同じ）を有する者によるものに限る。教頭（幼稚園の教諭の普通免許状（登録簿）を有し、かつ、登録を受けたものに限る）。主幹保育教諭（指導保育教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る）。助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表の上欄の園児の区分に応じて下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

5 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の一（後段を除く。第七条第三項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一 副園長又は教頭
二 主幹保育教諭、養護教諭又は養護助教諭
三 事務職員

（園舎及び園庭）

第七条 第八条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

1 園舎及び園庭は、園舎と遊び場に分離して設けられなければならない。
2 園舎は、一階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とする。
3 乳児室、保育室、遊戯室及び保健室を備えなければならない。
4 園舎内に設けるものとする。ただし、園舎が第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の一に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第一項の規定にかかる。

3 2 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
保育室（満三歳以上の園児に対するものに限る。）の数は、学級数を下つてはならない。

3 2 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の一に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第一項の規定にかかる。

3 2 当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行なう幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかる。調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

7 一 次に掲げる表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
一 学級以上	320+100×(学級数-2)

一 学級以下

二 学級以上

三 学級以下

四 学級以下

五 学級以下

六 学級以下

七 学級以下

八 学級以下

九 学級以下

十 学級以下

十一 学級以下

十二 学級以下

十三 学級以下

十四 学級以下

十五 学級以下

十六 学級以下

十七 学級以下

十八 学級以下

十九 学級以下

二十 学級以下

二十一 学級以下

二十二 学級以下

二十三 学級以下

二十四 学級以下

二十五 学級以下

二十六 学級以下

二十七 学級以下

二十八 学級以下

二十九 学級以下

三十 学級以下

三十一 学級以下

三十二 学級以下

三十三 学級以下

三十四 学級以下

三十五 学級以下

三十六 学級以下

三十七 学級以下

三十八 学級以下

三十九 学級以下

四十 学級以下

四十一 学級以下

四十二 学級以下

四十三 学級以下

四十四 学級以下

四十五 学級以下

四十六 学級以下

四十七 学級以下

四十八 学級以下

四十九 学級以下

五十 学級以下

五十一 学級以下

五十二 学級以下

五十三 学級以下

五十四 学級以下

五十五 学級以下

五十六 学級以下

五十七 学級以下

五十八 学級以下

五十九 学級以下

六十 学級以下

六十一 学級以下

六十二 学級以下

六十三 学級以下

六十四 学級以下

六十五 学級以下

六十六 学級以下

六十七 学級以下

六十八 学級以下

六十九 学級以下

七十 学級以下

七十一 学級以下

七十二 学級以下

七十三 学級以下

七十四 学級以下

七十五 学級以下

七十六 学級以下

七十七 学級以下

七十八 学級以下

七十九 学級以下

八十 学級以下

八十一 学級以下

八十二 学級以下

八十三 学級以下

八十四 学級以下

八十五 学級以下

八十六 学級以下

八十七 学級以下

八十八 学級以下

八十九 学級以下

九十 学級以下

九十一 学級以下

九十二 学級以下

九十三 学級以下

九十四 学級以下

九十五 学級以下

九十六 学級以下

九十七 学級以下

九十八 学級以下

九十九 学級以下

一百 学級以下

一百一 学級以下

一百二 学級以下

一百三 学級以下

一百四 学級以下

一百五 学級以下

一百六 学級以下

一百七 学級以下

一百八 学級以下

一百九 学級以下

一百十 学級以下

一百一十 学級以下

一百二十 学級以下

一百三十 学級以下

一百四十 学級以下

一百五十 学級以下

一百六十 学級以下

一百七十 学級以下

一百八十 学級以下

一百九十 学級以下

一百二十 学級以下

一百三十 学級以下

一百四十 学級以下

一百五十 学級以下

一百六十 学級以下

一百七十 学級以下

一百八十 学級以下

一百九十 学級以下

一百二十 学級以下

一百三十 学級以下

一百四十 学級以下

一百五十 学級以下

一百六十 学級以下

一百七十 学級以下

一百八十 学級以下

一百九十 学級以下

一百二十 学級以下

一百三十 学級以下

一百四十 学級以下

一百五十 学級以下

一百六十 学級以下

一百七十 学級以下

一百八十 学級以下

一百九十 学級以下

一百二十 学級以下

一百三十 学級以下

一百四十 学級以下

一百五十 学級以下

一百六十 学級以下

一百七十 学級以下

一百八十 学級以下

一百九十 学級以下

一百二十 学級以下

一百三十 学級以下

一百四十 学級以下

一百五十 学級以下

一百六十 学級以下

一百七十 学級以下

一百八十 学級以下

一百九十 学級以下

一百二十 学級以下

一百三十 学級以下

一百四十 学級以下

一百五十 学級以下

一百六十 学級以下

一百七十 学級以下

一百八十 学級以下

一百九十 学級以下

一百二十 学級以下

一百三十 学級以下

一百四十 学級以下

一百五十 学級以下

一百六十 学級以下

一百七十 学級以下

一百八十 学級以下

一百九十 学級以下

一百二十 学級以下

一百三十 学級以下

一百四十 学級以下

一百五十 学級以下

一百六十 学級以下

一百七十 学級以下

一百八十 学級以下

一百九十 学級以下

一百二十 学級以下

一百三十 学級以下

一百四十 学級以下

一百五十 学級以下

一百六十 学級以下

一百七十 学級以下

一百八十 学級以下

一百九十 学級以下

一百二十 学級以下

一百三十 学級以下

一百四十 学級以下

一百五十 学級以下

一百六十 学級以下

一百七十 学級以下

一百八十 学級以下

一百九十 学級以下

一百二十 学級以下

一百三十 学級以下

一百四十 学級以下

一百五十 学級以下

一百六十 学級以下

一百七十 学級以下

一百八十 学級以下

一百九十 学級以下

一百二十

6 5

飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と區別して備えなければならない。

次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

一 乳児室 一・六五平方メートルに満てないものの数を乗じて得た面積
二 ほぶく室 三・三平方メートルに満てないものの数を乗じて得た面積
三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満てないものの数を乗じて得た面積
四 放送聴取設備
五 映写設備
六 水遊び場
七 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

第十一一条第一項

入所している者

保育を必要とする子どもに該当する園児

第八条

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員及び運営に関する基準第十三

八条第一項において読み替えて準用する第

社会福祉施設

学校、社会福祉施設等

第十四条の二

利用者

園児

第十四条の三第一項

援助

園児

第十四条の三第三項

入所している者

園児

第十四条の三第三項
援助に関しては、当該措置の実施、母子保育の又は法第二十一条第四項の規定による措置に係る

教育及び保育並びに子育ての支援につい

第十四条の三第三項

入所している者

園児

第十四条の三第三項
援助に関しては、当該措置の実施、母子保育の又は法第二十一条第四項の規定による措置に係る

教育及び保育並びに子育ての支援につい

第十二条第八号

又は遊戲室

園児

第十二条第八号イ
耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く)

教育及び保育並びに子育ての支援につい

第十二条第八号ハ

施設又は設備

園児

第十二条第八号ハ
施設及び設備

教育及び保育並びに子育ての支援につい

第十二条第八号ヘ

乳幼児

園児

第十二条第八号ヘ
施設及び設備

教育及び保育並びに子育ての支援につい

第十二条第八号ヘ

乳幼児

園児

第十二条第八号ヘ
施設及び設備

教育及び保育並びに子育ての支援につい

第三十六条

保育

園児

第三十六条
保育所の長
入所している乳幼児

教育及び保育

園児

とあるのは、「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、保育室、保育室、遊戲室又は便所」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第十四条 幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第一項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）

第一条 施行日から起算して五年間は、第五条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る）をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第六条から第八条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第三条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第四条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されないと認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六条第三項及び第七項並びに第七条第八項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条 第三項	読み替える規定期定	読み替える規定期定
第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びヘに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える	読み替える字句

第六項
第七項

一 面積
イ、次の表の上欄に掲げる面積のうちいずれか大きい
いじ、それぞれ同表の下欄に定める面積に応

学級数	面積(平方メートル)
二学級以下	330+30×(学級数-1)
三学級以上	400+80×(学級数-3)

第六項
第七項

一 面積
イ、次の表の上欄に掲げる面積のうちいずれか大きい
いじ、それぞれ同表の下欄に定める面積に応

学級数	面積(平方メートル)
二学級以下	330+30×(学級数-1)
三学級以上	400+80×(学級数-3)

一 面積
イ、次の表の上欄に掲げる面積のうちいずれか大きい
いじ、それぞれ同表の下欄に定める面積に応

学級数	面積(平方メートル)
二学級以下	330+30×(学級数-1)
三学級以上	400+80×(学級数-3)

一 面積
イ、次の表の上欄に掲げる面積のうちいずれか大きい
いじ、それぞれ同表の下欄に定める面積に応

学級数	面積(平方メートル)
二学級以下	330+30×(学級数-1)
三学級以上	400+80×(学級数-3)

第六項
第七項

一 面積
イ、次の表の上欄に掲げる面積のうちいずれか大きい
いじ、それぞれ同表の下欄に定める面積に応

学級数	面積(平方メートル)
二学級以下	330+30×(学級数-1)
三学級以上	400+80×(学級数-3)

一 面積
イ、次の表の上欄に掲げる面積のうちいずれか大きい
いじ、それぞれ同表の下欄に定める面積に応

学級数	面積(平方メートル)
二学級以下	330+30×(学級数-1)
三学級以上	400+80×(学級数-3)

2

一 面積
イ、次の表の上欄に掲げる面積のうちいずれか大きい
いじ、それぞれ同表の下欄に定める面積に応

第六項 第六項	読み替える規 定	読み替える字句	読み替える字句
第三項 第三項	第一項において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されている)が認めるものに限る。以下のこの条において同じ。当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定による園を設置する場合における当該幼保連携型認定による園であつて、当該幼保連携型認定による園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第六項第七項第一号の面積以上の面積のものに限る)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定による園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。	第一項において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されている)が認めるものに限る。以下のこの条において同じ。当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定による園を設置する場合における当該幼保連携型認定による園であつて、当該幼保連携型認定による園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第六項第七項第一号の面積以上の面積のものに限る)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定による園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。	第一項において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されている)が認めるものに限る。以下のこの条において同じ。当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定による園を設置する場合における当該幼保連携型認定による園であつて、当該幼保連携型認定による園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第六項第七項第一号の面積以上の面積のものに限る)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定による園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。
第六項 第六項	第一項において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されている)が認めるものに限る。以下のこの条において同じ。当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定による園を設置する場合における当該幼保連携型認定による園であつて、当該幼保連携型認定による園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第六項第七項第一号の面積以上の面積のものに限る)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定による園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。	第一項において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されている)が認めるものに限る。以下のこの条において同じ。当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定による園を設置する場合における当該幼保連携型認定による園であつて、当該幼保連携型認定による園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第六項第七項第一号の面積以上の面積のものに限る)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定による園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。	第一項において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されている)が認めるものに限る。以下のこの条において同じ。当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定による園を設置する場合における当該幼保連携型認定による園であつて、当該幼保連携型認定による園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第六項第七項第一号の面積以上の面積のものに限る)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定による園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

3

一 面積
イ、次の表の上欄に掲げる面積のうちいずれか大きい
いじ、それぞれ同表の下欄に定める面積に応

学級数	面積(平方メートル)
二学級以下	330+30×(学級数-1)
三学級以上	400+80×(学級数-3)

学級数	面積(平方メートル)
二学級以下	330+30×(学級数-1)
三学級以上	400+80×(学級数-3)

